

農地中間管理事業ご契約者 様

〒950-0065

新潟市中央区新光町 1 5 番地 2

公益社団法人新潟県農林公社

代表理事 星 丈志

農地中間管理事業における賃料の変更について（通知）

農地中間管理事業における賃料については、土地所有者及び公益社団法人新潟県農林公社並びに借受者が協議して合意が得られた場合は、変更できることとなっております。ついては、下記のとおり、お手続きいただき、期限までに申し出のあった賃料は、本年秋の賃料の受払に反映いたします。

記

1 提出物

賃料変更申出書（様式第 1 6 号）

※申出書は、契約手続きを行った窓口（市町村等）にも備えております。

2 提出先

当該農用地等の借受け手続きを行った窓口（市町村等）

3 提出期限

令和 8 年 6 月 12 日（金）

4 その他

- （1）契約中の農地情報については、契約手続き時に市町村等から送付された計画書や賃料のお支払いや口座振替のご案内時に同封された契約農地の明細等をご確認ください。
- （2）提出にあたっては、契約相手方の土地所有者（出し手）、または、借受者（受け手）と調整の上、土地所有者と借受者の双方が署名・捺印したものを提出してください。
- （3）賃料の変更を希望されない場合は、お手続きをいただく必要はありません。

お問い合わせ

公益社団法人新潟県農林公社 農政部

農地中間管理事業課 水留

TEL 025(285)8442 FAX 025(285)7885